

簡易生命保険契約の契約者貸付利率について

平成 30 年 10 月 1 日以降に保険契約者が契約者貸付を受けられる場合に適用する契約者貸付利率については、以下のとおりとなります。

なお、契約者貸付利率を改定したときは、改定後に請求された貸付けについては、改定後の利率が適用されます。

(1) 契約者貸付利率（(2) 及び (3) を除く。）

契約者貸付利率は、ご契約のご加入時期等により異なります。

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

ご加入時期	契約者貸付利率	
	貸付期間中	貸付期間経過後
平成 6 年 3 月 31 日以前	年 6.00%	年 6.360000%
平成 6 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで	年 3.75%	年 3.890625%
平成 8 年 4 月 1 日から 平成 10 年 8 月 31 日まで	年 2.75%	年 2.825625%
平成 10 年 9 月 1 日から 平成 11 年 3 月 31 日まで	年 2.50% (一時払商品) 年 2.75% (一時払商品以外)	年 2.562500% (一時払商品) 年 2.825625% (一時払商品以外)
平成 11 年 4 月 1 日から 平成 19 年 9 月 30 日まで	年 2.50%	年 2.562500%

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて 1 年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに 1 年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

(2) 貸付利率の特則に基づく契約者貸付利率

契約者貸付利率は、ご契約のご加入時期等により異なります。

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

ご加入時期	貸付期間中の契約者貸付利率		
	①介護保険金付 終身保険	②学資保険、成人保険、 育英年金付学資保険	③介護割増年金付 終身年金保険
昭和 62 年 3 月 31 日以前	年 5.00%	年 6.00%	年 5.00%
昭和 62 年 4 月 1 日から 平成 2 年 3 月 31 日まで			年 5.50%
平成 2 年 4 月 1 日から 平成 6 年 3 月 31 日まで	年 5.50%	年 5.75%	年 5.50%
平成 6 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで	年 3.75%		
平成 8 年 4 月 1 日から 平成 11 年 3 月 31 日まで	年 2.75%		
平成 11 年 4 月 1 日から 平成 13 年 6 月 30 日まで	年 2.00%		
平成 13 年 7 月 1 日から 平成 19 年 9 月 30 日まで	年 1.50%		

ご加入時期	貸付期間経過後の契約者貸付利率		
	①介護保険金付 終身保険	②学資保険、成人保険、 育英年金付学資保険	③介護割増年金付 終身年金保険
昭和 62 年 3 月 31 日以前	年 5.250000%	年 6.360000%	年 5.250000%
昭和 62 年 4 月 1 日から 平成 2 年 3 月 31 日まで			年 5.802500%
平成 2 年 4 月 1 日から 平成 6 年 3 月 31 日まで	年 5.802500%	年 6.080625%	年 5.802500%
平成 6 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月 31 日まで	年 3.890625%		
平成 8 年 4 月 1 日から 平成 11 年 3 月 31 日まで	年 2.825625%		
平成 11 年 4 月 1 日から 平成 13 年 6 月 30 日まで	年 2.040000%		
平成 13 年 7 月 1 日から 平成 19 年 9 月 30 日まで	年 1.522500%		

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

- ① 介護保険金付終身保険の基本契約において、被保険者が介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われることとなった後に請求される契約者貸付についての契約者貸付利率です。ただし、介護保険金の全部が支払免責に該当する場合及び告知義務違反等により基本契約が解除された場合には、この特則を適用しません。
- ② 学資保険、成人保険又は育英年金付学資保険の基本契約において、保険契約者の死亡又は重度障がいにより保険料の払込免除の規定に該当し、保険料が払込免除とされることとなった後に請求される契約者貸付についての契約者貸付利率です。ただし、保険料を払込免除としない場合（戦争その他の変乱によるもので保険料の全部又は一部について払込免除としない場合を除きます。）及び告知義務違反等により基本契約（当該基本契約が契約変更に関する特則条項（以下「変更特則条項」といいます。）の定める変更後基本契約である場合にあっては、変更特則条項の定める基本契約の変更増額契約又は同種増額契約）が解除された場合には、この特則を適用しません。
- ③ 介護割増年金付終身年金保険の基本契約が、年金支払事由発生日の前日までににおいて、介護割増年金部分の保険料の払込免除の規定に該当し、保険料が払込免除とされることとなった後又は年金支払事由発生日以後において、被保険者が介護割増年金の支払事由に該当し、介護割増年金が支払われることとなった後に請求される契約者貸付についての契約者貸付利率です。ただし、介護割増年金部分の保険料を払込免除としない場合（戦争その他の変乱によるもので保険料のうち介護割増年金部分の全部又は一部について払込免除としない場合を除きます。）、介護割増年金の全部が支払免責に該当する場合及び告知義務違反等により基本契約が解除された場合には、この特則を適用しません。

(3) 非常取扱いを行う場合の契約者貸付利率

貸付期間中の契約者貸付利率	貸付期間経過後の契約者貸付利率
当該貸付請求に係る簡易生命保険契約の効力発生日の保険料額の計算基礎となった予定利率に相当する利率	左欄の予定利率に相当する利率に、同利率の2乗を加えた利率

※ この利率は、加入者のみなさまが、天災やその他非常の災害にあわれた場合で、緊急な需要を満たすため必要があると認められるときに適用されます。

※ 貸付期間とは、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間が満了する日が非営業日である場合は、翌営業日までの期間をいいます。また、貸付期間経過後、さらに1年を経過しても貸付金の弁済がない場合には、貸付金の弁済に代えて保険金額等が減額されます。

電話でのお問い合わせ先：かんぽコールセンター
電話番号：0120-552-950
受付時間：平日 9:00～21:00
 土日休日 9:00～17:00
 （1月1日から3日を除きます。）
※ 個別のご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからのお電話をお願いいたします